

洞爺湖町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年4月

洞爺湖町教育委員会

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 計画の趣旨・現状 | 1 |
| 2 目標 | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 実施する業務量管・健康確保措置の内容 | 2 |
| 5 関連する取組、今後のフォローアップについて | 4 |

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンに掲げた教育理念及び教育目標を達成するための取組の一環として位置付ける。今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって、学校における働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 対象

本計画は、洞爺湖町教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

(3) 本町の現状

本町では、2018年(平成30年)12月に策定した「洞爺湖町立学校における働き方改革指針」に基づいて働き方改革を推進し、2022年(令和4年)8月には、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針を示す形で指針を改訂し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。これまでの取組の結果、2024年度(令和6年度)の本町における時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、全校で5.6%となっており、時間外在校等時間の上限に関する方針を示した2022年度(令和4年度)と比較し、-4.3ポイントと減少している。

一方、月80時間超の教育職員の割合は2.0%から0.1%へと減少しているものの、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題も見られる。業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化等を進めることが必要である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1年間における1か月の平均時間外在校等時間を30時間以内にする。
- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えている割合を0%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

「働きがいのある仕事だ」と感じている教育職員の割合を95%にする。【2025年度(令和7年度)90.9%】

3 計画の期間

2026年度(令和8年度)～2029年度(令和11年度)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・給食費の公会計化に伴い、各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 調査・統計等への回答

- ・教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の

簡素化や合理化を図る。

◇ 部活動

- ・2026年度(令和8年度)から一部の中学校部活動から地域展開を導入するとともに、部活動指導員や地域の多様な人材の活用を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や AIドリルの自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員と連携・協働した支援体制を構築する。

エ その他の取組

- ・出退勤を管理する「出退勤管理システム」を活用し、教育職員一人一人の在校等時間を客観的に把握する。
- ・勤務時間外の電話については、音声案内を活用する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校が作成する学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込む。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小 4 以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・部活動を担当する教育職員や生徒の心身の健康を確保するために部活動休養日を設

定し、確実に実行する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用しながら職場における業務改善を図る。
- ・時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・各職場において定時退勤日を設定するとともに、長期休業期間における学校閉庁日を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、洞爺湖町教育委員会のWebページで公表するとともに、教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、統合型校務支援システム等で把握し、その他の目標については、本町で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。